障害年金の遡及請求が認められた場合の障害年金支分権消滅時 効運用上の問題点について

6 内簡によ	内簡は立法の手続きを経ていないので、	国は、内簡によっ
る運用は立	これにより既に具体化した国民の権利	ておらず、法の解釈
法権の侵害	を、時効消滅の名の下に制限すること	によっているという
である	は、憲法にも法令にも違反している。	が、他に通知等はな
		く、不服申立て審査
		機関や年金事務所
		では内簡を金科玉
		条のごとく取扱って
		いる
7 異なる事	平成 29 年最高裁判決は、① 受給要件	
案にまで最	等の規定が明確である、及び② 裁定請	
高裁判例が	求さえすれば支給されることを理由に、実	
誤適用され	質的最終審である高裁も、裁定請求遅	
ている	れを支分権に対する権利不行使とみなし	
	ているが、例えば、精神の障害の場合、	
(平成 29 年	ほとんどの場合において、①、及び②の前	
最高裁判決	提条件さえも満たさないから理由となって	
を適用する	いない。	
と、精神の障		
害等の場合	また、この事件では、正しい支払期月に	
には、要件	ついて議論を欠いている。(事項7、及び	

事実不存在 の法律行為 に対して法 律効果を与 えている事案 が生じること となる)

関係する根拠規定、参考文献等 9 関連)

8 司法における改善手段が実質的に不存在になっている

ほとんどの下級裁判所は、権利の混同を 是認して、原告側の請求を棄却してい る。

げている)

なお、平成29年10月17日最高裁判 決以降は、例え、精神の障害であっても、 最高裁が「裁定前であっても支分権の消 滅時効が進行することがあると判断してい ること」を根拠に、これを適用して棄却している。

(精神の障害では、受給要件等の規定 が明確とはいえず、裁定請求しても、支 給されるかどうかは裁定請求時には分か らない。

なお、上記最高裁判決の一連の事件では、支払期月の正否について、第一審の裁判官が国の主張する正当な支払期月について疑問を呈しているが、それ

司法権の独立により、改善は不能。 (ほとんどの高裁

は、左記最高裁判 例を適用し棄却して いる。

にも拘らず、議論がされていない。)

318条1項により受理すべきものとは認められない。」(数ある上告審の中から、身体の障害である平成29年最高裁判決を受理し判決を受理し判決を明である)等として、上告審として受け付けない。

高裁が違法な判決を出しても、最高裁では審理されず、 成では審理されず、 成い合いの構図が出来上がっており、 改善は不能である。

なお、民法改正後 も、旧法の適用が併 存するので、司法に よる早期の改善は絶 望的である。)

司法の非常事 態!?

н		
н		
н		
п		
п		
н		
н		
п		

派生的問題

問題点	具体的な不具合	備考
ほとんどの	(1) 権利の混同に理由のない事案まで	
下級裁判所	基本権と支分権を混同させている。	(4)「権利を行使す
が行政を擁	(2) 受給要件に明らかな違いのある老	ることができる時」の
護するため	齢年金と障害年金の違いを認めない。	解釈は、期限の定め
無理な判決	(3) 障害年金について、裁定請求さえ	のある債権について
理由を説示	すれば年金が受給されると誤認している。	は、期限の到来時
している	(4) 期限の定めのある債権についてま	(ただし書適用)であ
	で、「権利を行使することができる時」を、	るが、そのことを欠落
(裁判所が	期限の到来日としていない。	させて解釈している。
信じられない	(5) 現実には存在しない架空の支払期	cf:年金法の支払
という受給権	月を正当な支払期月としている。	期月の規定は、全
者が多い。)	(6) 会計法の誤適用	て、期限を定めた規
	(7) [裁定を経ていない支分権が抽象的	定である。
	な権利にとどまるとはいえない。」	
	(8) その他	(7) は、これ1件の
	これには、主治医が当時事理弁識	み、驚きの判示
	能力がなかったと診断しているのに、これ	
	を代理人等が無理に書かせたと誤認した	
	判決もあった。	